

【書類名】 意見書  
【提出日】 平成 年 月 日  
【あて先】 特許庁審査官 \*\* \*\* 殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願20\*\*-0\*\*\*\*\*

【商標登録出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】 012345

【意見の内容】

(1) このたび、平成 年 月 日（発送日）付の拒絶理由通知によりまして、審査官殿は、

「この出願は、次の理由によって、拒絶をすべきものと認めます。」と認定され、その理由として、

「 」とされました。

これについて、本願出願人は、下記の通り意見を申し述べます。

(2)

(3) 以上、申し述べましたように、本願商標は、商標法第 条第 項第 号には該当しないものであると信じますので、審査官殿におかれましては再度ご審査の上、本願商標は登録すべきものであるとのご査定を賜りたくお願い申し上げます。